

# キャリア支援助成事業実施要領

## 1 目的

この要領は、公益財団法人愛知県国際交流協会（以下「協会」という。）が実施する日本語教室学習支援事業の認定を受けた日本語教室（以下「教室」という。）において、外国人児童生徒（以下「児童生徒」という。）を対象とした、社会的自立に向けたキャリア支援の事業実施に掛かる経費の一部を助成するために必要な事項を定める。

## 2 助成対象者

本事業の対象者は、教室を主催する団体（以下、「団体」という。）とする。

## 3 助成対象となる事業

本事業の対象事業は、教室で学ぶ5歳から18歳までの児童生徒（ただし、19歳以上であっても高校等に在学中の者を含む）を対象とした、次のいずれかに該当する事業とする。ただし、助成対象となる事業に対して、国、県及び県関係団体並びに市町村から補助金その他の助成を受けていないこととする。また、オンラインでの開催も対象とする。

- (1) 進学ガイダンスの開催
- (2) 先輩による受験・就職体験談を聞く会
- (3) 企業訪問・職業体験
- (4) 外部（団体に所属していない）講師等を招いて開催する入学・入社試験対策授業
- (5) その他、協会が適当と認める事業

## 4 助成内容

対象事業の経費について、1回あたり一律3,000円を助成する。本事業の助成は同一教室に対し1年度に5回までとする。

## 5 助成の申請及び給付

助成の申請及び受給に関する手続きは、団体を取りまとめて行う。

団体は、事業を実施する月の前月10日までにキャリア支援事業助成申請書（様式1）により、申請する。なお、4月実施分については、4月10日までに申請する。

団体は、事業を実施した月の翌月10日までに、助成金請求書（様式2）に以下の書類を添付し、協会に請求するものとする。

- ・実績報告書（様式3）
- ・事業実施についての写真
- ・事業に使用した教材や資料、チラシ等の写し
- ・講師等に謝礼や交通費を支払った場合は領収書の写し

協会は、書類を審査の上、助成を決定し、翌々月の10日までに団体が指定する口座へ給付する。

## 6 事業内容の変更の届出

団体は、申請時から事業内容の変更があった場合は、事業実施の10日前までに変更届出書（様式4）により協会へ報告するものとする。ただし、事業の実施回数については、申請時の回数を超える変更は認めないこととする。

## 7 助成の取り消し等

協会は、以下の事由が判明した場合は、団体に対し助成の取り消し及び返還を求めることができる。

- (1) 団体が、偽りその他不正な手段により助成金を受給したとき
- (2) その他、協会が不相当と認めたとき

### 附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。